

FIT 非化石証書の共同購入事業に関する協定書案

京都府（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用促進を図るため、次のとおり FIT 非化石証書の共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、再エネの利用促進を図ることを目的とする。

（役割等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項を実施する。

（1）甲 FIT 非化石証書の共同購入事業に関する広報等

（2）乙 別紙「FIT 非化石証書の共同購入事業仕様書（以下「仕様書」という。）」に定める
FIT 非化石証書の共同購入事業の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（経費負担）

第3条 乙は、仕様書に定める事業の実施に要する経費について負担するものとする。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、当該変更を行うものとする。

（協定の解除）

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定の全部又は一部を解除することができる。

（1）乙がこの協定に違反したとき。

（2）乙が本事業の実施に関して不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき。

（疑義等の処理）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じる場合は、甲乙協議のうえ、その都度決定するものとする。

(協定期間)

第7条 協定の有効期間は、締結の日から令和7年6月30日までとする。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(個人情報の管理)

第9条 乙は本事業において収集し、取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を準用するとともに、個人情報に関する法令を遵守し、適正に取り扱うこと。

(関係法令の遵守)

第10条 乙は業務を実施するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

本協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府知事 西脇 隆俊

乙